

J A M
政策NEWS

2008年2月8日 第2008-25号

【発行】J A M

【発行責任者】斎藤常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

「ねんきん特別便」が届いたら必ず確認を！！

厚生労働省は、基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、昨年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始しました。その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた被保険者に12月から2008年3月までの間に、「ねんきん特別

便」を順次送付しています。「宙に浮いた5000万件」に該当しない被保険者にも、4月から「ねんきん特別便」を送付する予定になっています。

「ねんきん特別便」が届いたら、必ず確認を行い、所定の書類を返信してください。

<ねんきん特別便の送付時期>

年金受給者は、2008年4月から5月までの間

現役加入者は、2008年6月から10月までの間

現在厚生年金の被保険者には、事業主にまとめて「ねんきん特別便」を送付して、事業主から配布されます。

<ねんきん特別便が届いたら>

1. 自分の加入記録について十分確認する。転職をしている場合は要注意。
記録の訂正がある場合でもない場合でも所定の書類で回答しなければなりません。

「ねんきん特別便」による記録確認の徹底（[社保庁HP](#)）を参照してください。

2. ねんきん特別便の住所と現住所が異なっていないか。
現在厚生年金の被保険者は事業主を通じて特別便が配布されるため、現住所と異なっている場合もあります。異なっていたら住所変更届を提出しなければなりません。

住所変更の届出（[社保庁HP](#)）を参照してください。

3. 結婚等により姓が変わった場合、旧姓で加入していた記録が統合されているか。

旧姓での年金記録の申出（[社保庁HP](#)）を参照してください。

連合では、2月中を目途に「ねんきん特別便」チェックポイントをホームページに掲載します。